

太陽光発電装置の評価基準における品質・性能

1. 評価対象設備機材

評価の対象とする太陽光発電装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(以下「標準仕様書」という。)に規定する以下の機材である。

機材名 太陽光発電装置

細 目 ①パワーコンディショナ及び系統連系保護装置

2. 品質・性能等に関する事項

評価対象機材は、標準仕様書における発電設備工事の「太陽光発電装置」の規定に適合するものであること。